

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

合志市長 荒木 義行

市町村名 (市町村コード)	合志市 (43216)
地域名 (地域内農業集落名)	合志地域 (福原地区、竹迫地区、幾久富地区、上庄地区、栄地区、豊岡地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年9月9日 (第5回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

※

当地域は、中九州横断道路・公共道路の拡張や宅地化等により農地の減少及び高齢化が進んでいる状況であり、遊休農地の更なる増加が懸念される。持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成、集落営農組合の法人化を図りつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約化するとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。

企業進出の影響で、一部の生産者は耕作場所を変更する必要が生じており、これに伴い新たな耕作地で品目に適した土づくりをやり直す等の課題が生じている。

また、将来の農業エリアの明確化や道路工事に伴う不整形かつ狭小な農地の出現も課題である。

【地域の基礎的データ】

主な作物: 水稻、WCS、飼料作物、麦、露地野菜、すいか

(2) 地域における農業の将来の在り方

※

耕作者が離農する農地を、担い手に集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。

水田においては、地域営農法人と専業農家の連携を図りながら、専業農家を中心とした担い手への農地の集積・集約を推進し、農地を維持するために地域営農法人により、飼料米の生産を中心として、食用米、麦や大豆等の生産に取り組む。

畑においては、会社勤め後の退職者や若者の就農者を確保・育成する仕組みづくりを検討しつつ、栽培する作物に合わせた農地の集積・集約を加速化させ、スイカや甘藷などの収益性の高い作物の作付にも地域で取り組み、作物のブランド化を図る。

また、畜産が盛んな当市において、WCS・飼料用米・飼料作物等の単収の向上や品質の改善、生産コストの低減に努め、耕畜連携等を活かし家畜の排泄物の農地還元を推進するとともに、生産拡大を図る。

土づくりに必要となる基礎データの収集・解析のため土壌分析を推進する。

農業エリアとそれ以外に分け、農地を転用する場合は代替地の選定など利用調整を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	912.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	912.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域を基本に、農業の利用が行われる農用地等の区域地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針	※
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者等を中心に経営面積の規模拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。	
(2) 農地中間管理機構の活用方針	※
農地中間管理機構の活用を促進し、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を段階的に図り、将来的には担い手の効率的な営農につながる経営農地の集約化を目指す。	
(3) 基盤整備事業への取組方針	※
今のところ取り組む予定はないが、状況に応じて検討する。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針	
認定農業者・新規就農者など地域内外から多様な経営体を確保するため、JAや県など関係機関と連携しての農地の斡旋や農作物の栽培技術指導などの支援を行っていく。	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	
地域で中心となる法人や機械利用組合による農作業受託を必要に応じ進める。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①合志市鳥獣被害防止計画に基づき、被害に対し適切な防止対策を講じる。 ③農作業の効率化・労力削減を図るため、スマート農業の導入促進を行っていく。 ⑦多面的機能支払交付金制度の活用により、農村環境の保全・農道沿いの草木管理や排水路の泥上げといった活動を行う組織を支援し、農地の荒廃を防ぐ。 ⑧老朽化した用水路の改修をはじめ、農業用施設の再整備について、関係機関と協議を進める。				